# 大阪市水道局 特名随意契約結果(物品供給等)(少額随意契約を除く)

# 6 月分

金額の単位 : 円

	契約番号	件名	契約相手方	契約金額	契約日	WTO	随意契約理由
1	130380	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その6)	横手産業(株)	1,200,000	2013年6月10日		契約の性質または目的が競争入札に適しない場合 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	130384	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その7)	(株)マコト電気	1,560,000	2013年6月27日		契約の性質または目的が競争入札に適しない場合 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	130398	誘導結合プラズマ質量分析計 外1点 修繕	金陵電機(株)	1,207,500	2013年6月24日		契約の性質または目的が競争入札に適しない場合 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

# 随意契約理由書

- 案件名称
  柴島浄水場外水質計器整備修繕(その6)
- 契約の相手方 横手産業(株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している水質計器(低レンジ濁度計)の整備修繕を実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、水道機工(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。なお、当該水質計器の整備修繕は水道機工(株)から横手産業(株)に移管されているため、本修繕ができる業者は横手産業(株)のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

- 4 根拠法令 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号
- 5 担当部署 水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

# 随意契約理由書

- 案件名称
  柴島浄水場外水質計器整備修繕(その7)
- 2 契約の相手方(株)マコト電気

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している水質計器(UV計)の整備修繕を 実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、(株) 堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。なお、当該水質計器の整備修繕は(株) 堀場製作所から(株) マコト電気に移管されているため、本修繕ができる業者は(株) マコト電気のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 誘導結合プラズマ質量分析計 外 1 点 修繕
- 2 契約の相手方金陵電機(株)

#### 3 随意契約理由

本契約における誘導結合プラズマ質量分析計及びフレームレス原子吸光光度計(ともに、アジレントテクノロジー(株)製)は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕には、性能保証を確保する必要があり、本装置専用で一般に販売されていない精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は修繕業務を行う本装置製造メーカーの大阪府内における唯一の 代理店であり、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所(電話番号06-6815-2366)